

【様式5】

質問及び回答書（北はりま成年後見支援業務委託に係るプロポーザル）

No.	質問内容	回答
1	<p>業務委託仕様書2頁「6 職員体制」について、職員体制は2名以上とあるが、専従職員でないといけないのか、兼務職員2名を1名としてカウントして差し支えないのか。</p> <p>例：専従1名、兼務0.3名、兼務0.7名を2名としてカウントすることは可能か。</p>	<p>原則として、職員体制は2名以上としていただきたい。</p> <p>ただし、専従職員1名の経験が豊富であり、兼務職員複数名で対応しても専従職員2名以上と同程度の業務水準を確保できるのであれば、経験豊富な専従職員1名の配置を必須要件として兼務を許容する。</p> <p>なお、全職員につき社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者とされたい。</p>
2	<p>業務履行の開始が6月1日からとなっているが、開始を1・2ヵ月遅らせることは可能か。</p> <p>また、委託料は遅れた月数分が減算されるという理解でよいか。</p>	<p>委託期間は、契約締結日からとなり、業務履行の開始には設立準備業務を含みます（業務仕様書8（1）参照）。</p> <p>そのため、業務の履行は、遅くとも令和6年6月1日に着手いただきたい。</p> <p>なお、センターの設立総会は、同年7月頃を目途に実施いただきたいが、日程調整等の関係で実施時期がずれることはやむを得ないものと考えます。</p>
3		以下、余白
4		
5		